

第一次世界大戦と英国婦人労働者

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学短期大学 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 恵子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/6139

第一次世界大戦と英国婦人労働者

吉田 恵子

I はじめに

戦争は時として、革命以上に社会的経済的変革をもたらすことがある。非常時体制が、通常ではとても不可能な変革を必要とするからである。婦人労働の歴史においても、このことは例外ではない。イギリスの婦人労働史においては、第一次大戦が1つの両期をなすといわれている。「婦人の働きがなければ、戦争はもちこたえることができなかつた⁽¹⁾」といわれるほどに、婦人の活躍は目ざましかった。軍需工場の工員として、銀行・官庁の事務職員として、路面電車の運転手・車掌として、かつてはみられなかつたあらゆる分野へと婦人は進出し、「婦人の男子労働者に対する何らかの代替のおこらなかつた産業はほとんどない⁽²⁾」とまでいわれるに至つたのである。かかる第一次大戦での経験を契機として婦人は労働者としてのその能力を認められ、ここに今日の婦人の職場進出の基盤が築かれたとされるのである。

だが実際にそうであつたのだろうか。第一次大戦をはさんだ1911年と1921年のセンサスを比較してみると、14才以上の女性のうち、就業者の割合は1911年は35.7%、1921年には33.7%と、むしろ戦後の方が減少しているのである。特に既婚婦人の場合は、25才以下の若年層を除いてすべての年齢層で下がっている⁽³⁾。「既婚婦人は家事へ」という戦前からの傾向には、何らの歯止めがかかつていないのである。

確かに第一次大戦中の婦人の活躍は目ざましかった。だが、これは一体どのような状況の中でなされたのであろうか。今迄の婦人労働の性格に対

して、革新的な変化をもたらすような方法でなされたのであろうか。1921年センサスの数字から判断する限りにおいては、戦争中のこの体験というのは婦人労働の歴史にとっては、一時的例外的な出来事にとどまったという、通説とは異なる結論を導びかざるをえないのである。

第一次大戦が婦人労働に与えた意義は何なのか、これを探るのが本小論の目的である。⁽⁴⁾

注(1) 1917年に英軍需省の代表者がニューヨークで語った言葉である。(I. O. Andrews, *Economic Effects of the War upon Women and Children in Great Britain*, New York, 1918, p. 1.)

(2) *Ibid.*, p. 2.

(3) A. L. Bowley, *Some Economic Consequences of the Great War*, London, 1930, p. 58.

(4) 第一次大戦と婦人労働については、さし当り、G. D. H. Cole, *Labour in War Time*, London, 1915; I. O. Andrews, *op. cit.*; A. W. Kirkaldy (ed.), *Industry and Finance*, London, 1920; G. Braybon, *Women Workers in the First World War*, London, 1981を参照のこと。

Ⅱ 戦前における婦人労働者の状態

まず、戦前の働く婦人達の状態を明らかにしておく必要がある。

1911年センサスによると、全女子人口に占める就業者の割合は25%である。50年前の1861年にはそれは27%であったから、むしろ減少気味である。それに伴い、労働人口に占める婦人の割合も、1861年の34.1%から1911年の29.7%へと減少している。

表1は1861年と1911年における婦人労働者の多い産業上位5産業をあげたものである。ここ50年の間にサービス（そのほとんどは家事奉公人）、繊維、衣料・製靴といういわゆる“婦人産業”の比重のわずかながらの低下と、専門職、非繊維工業のやはりわずかながらの増加という傾向を読みとることができる。しかし、全体としては働く婦人の割合自体が減少したということは、前者の減少を後者の増大によって相殺することはできなかったということを意味するものである。

表 1 婦人労働者の多い上位5産業

順位	1861年		1911年	
	産 業	全婦人労働者に占める割合	産 業	全婦人労働者に占める割合
1	サーヴィス	43.9%	サーヴィス	39.9%
2	織 維	20.9	織 維	16.2
3	衣 料・製 靴	18.4	衣 料・製 靴	15.3
4	農・林・漁業	5.1	専 門 職	7.0
5	専 門 職	3.3	食 品	5.8

C. H. Lee, *British Regional Employment Statistics*, Cambridge 1979 より作成。

このように、婦人の労働市場への進出はむしろ減少傾向を示していたが、その最大の原因は、すでに別稿において指摘しておいたことであるが、既婚婦人の労働市場からの退場である。⁽¹⁾ 1911年に既婚婦人のうち就業する者の割合は10.6%で、これについての50年前の正確な数字は明らかではないが、1841年の約25%という推定と比べてみて、これは大幅な減少があったとみることができる。この減少は、19世紀末における生活水準の向上を背景として、中産階級のイデオロギーである“男子は外、女子は内”という役割分担が、徐々に労働者階級にまで浸透してきた結果である。女性の本分は家庭にある、特によき母親たることに女性は全力を注がなければならない、更には「文明の発展というのは、そこにおける婦人の状態によって測ることができる。婦人の雇用労働というのは、野蛮で不完全な文明のあかしである」という考えが、⁽²⁾ 中産階級、労働者階級とを問わずに広がり、加えて大不況期における実質賃金の上昇が、その実現を可能としたのである。

更にこの時代には、別の要因が、既婚婦人の労働市場からの退場を促進していた。当時、社会問題として論議的となった次のような3つの問題があった。第一が国民の体位の低下についてであった。これは特にポーア戦争の際の軍隊志願者の体位の低さによって、人々の注目を集めたものである。たとえばマンチェスターでは、11,000人の志願者のうち、8,000人

が不合格という状態であった。⁽⁴⁾ 第二が乳幼児の死亡率の高さであった。表2にみる通り、死亡率は50年の間に、他の年令層においてはかなりの低下があったにもかかわらず、4才以下乳幼児のそれは、わずかな低下にとどまった。1897年から1900年にかけて、1才以下乳児の場合は、169という高さであった。⁽⁵⁾ このような乳児の死亡率の高さも、出生率が高い限りにおいてはそれ程問題とはならなかったが、次にみるように同時に出生率は下がっていたのである。にわかに国民の再生産に対する危惧が生じてきたのである。第三の問題が、この出生率の低下についてであった。1871—1875年の出生率が、1,000人当り35.5人であったのが、1896—1900年には29.3人になったのである。⁽⁶⁾ 1870年代には7から9人の子供を持つ家庭が最も多かったのに対し、1900年代にはすでに2から4人が平均的となっている。⁽⁷⁾

時あたかも帝国主義の時代にあつて、かかる現象はイギリス帝国の国力の衰退を招くものとして、人々の憂慮の的となったのである。そして、これら諸問題すべてに対して責任ありとされたのが、母親であった。母親の無知、無責任、家庭への配慮の欠如、これらが民族全体の健康を損っているのだとされた。ではこのような母親を作り出したのは何なのか。それが母親の雇用労働であるとされたのである。

表2 各年令別1,000人当り死亡率

年 令	男 性		女 性	
	1851—5	1901—5	1851—5	1901—5
0—4	73.9	54.7	63.8	45.8
5—9	8.75	3.68	8.54	3.79
10—14	5.15	2.14	5.32	2.24
15—19	6.98	3.20	7.75	3.02
20—24	9.24	4.39	8.90	3.66
25—34	9.95	5.89	10.3	5.04
35—44	12.9	9.74	12.6	8.05

A. M. Carr-Saunders, D. Jones and C. A. Moser, *A Survey of Social Conditions in England and Wales*, Oxford, 1958, p. 11.

「工場制度は国の富にいかにも多くをもたらそうとも、人々の家庭に対しては最も有害な影響をもたらした。それは夫から妻を、子供から母親を取り上げた。特にそれは女性の性格を墮落させた。家事の遂行が彼女達の本来の職務である。すなわち家庭の管理、子供達の養育、家庭財産の経済的運営、家族の欲求の充足など。しかし工場は彼女達からこれらの義務のすべてを奪ったのである。」⁽⁸⁾これは1843年にS.スマイルズが語った言葉であるが、50年を経てなお一層、当時の支配的見解を表わすものとなっていた。これらの考えに対しては、母親の雇用よりもむしろ貧困にその原因はあるとする調査もなされたが、⁽⁹⁾それは、母親の責任を問う声に対してはごく少数にとどまっていた。既婚婦人の雇用禁止の法制化を要求する動きが、依然として根強く残っていたのている。⁽¹⁰⁾

このような思考は、政府、労働組合、中産階級のフェミニスト、そのどれをとっても共通であった。かかる一般的風潮のなかで、第一次大戦は勃発したのである。

注(1) これについては拙稿「19世紀末イギリスにおける新中間層の出現と婦人労働」『明治大学短期大学紀要』第24号、1978年、第2節を参照のこと。

(2) A. Oakley, *Woman's Work*, New York, 1974, p. 43.

(3) "Queen Bees or Working Bees?", *Saturday Review* 8, p. 576, quoted in J. N. Burstyn, *Victorian Education and the Ideal of Womanhood*, London, 1980, p. 58.

(4) C. Dyhouse, *Girls Growing up in Late Victorian and Edwardian England*, London, 1981, p. 92.

(5) B. L. Hutchins, *Women in Modern Industry*, London, 1915, p. 257.

(6) C. Dyhouse, *op. cit.*, p. 95.

(7) A. M. Carr-Saunders, P. C. Jones and C. A. Moses, *op. cit.*, p. 23.

(8) C. Smiles, *Character*, 1843, quoted in C. Dyhouse, *op. cit.*, pp. 79—80.

(9) C. Collet, "The Collection and Utilization of Statistics bearing on the Effects of the Industrial Employment of Women", *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 61, 1898, p. 230.

また1907年、内務省によって行われた調査で、ロバートソンはバーミンガム

において、母親の雇用と乳幼児の死亡率は必ずしも相関関係をもっていない、むしろ最も貧しい地域では、この関係は逆となること明らかとした。すなわち、母親の雇用によって可能となる高い栄養が、いい結果をもたらすのである。(C. Dyhouse, *op. cit.*, p. 97.)

(10) S. Meacham, *A Life Apart*, London, 1977, p. 96.

Ⅲ 戦争による婦人労働者の増大

1914年8月、イギリスは宣戦を布告した。婦人労働の増大という観点よりみれば、この第一次大戦は次の3つの時期に分けることができる。(1)勃発から1915年4月頃まで。この時期には、むしろ失業者の増大が目立っていた。(2)1915年4月から1917年末ないし1918年初めにかけて。婦人労働者の急激なる増加がみられた時期である。(3)以後終戦まで。この時期になると、増加率がすでに頭打ちの状態を示すようになる。以下順次、この時期区分に従って婦人労働者増大の推移をみていきたい。

(1) 1914年8月～1915年4月

戦争の最初の影響として表われたのが、失業者の増大であった。特に打撃の大きかったのが、平和時に婦人を多く雇っていた産業である。綿業、衣料、奢侈品などの産業であり、戦争による海外からの注文の途絶、国内消費の減退などがその原因であった。特に綿業にとってはドイツ市場を失ったことが大きく、10月には、バーンリーにおける織機の半分以上、プレストンにおけるその3分の1以上が、操業を停止しているという状態であった。⁽¹⁾ 1914年9月には、全婦人労働者の44.4%、約1,100,000人が失業又は短時間雇用の状態にあったといわれている。男子にあっては、これは27.4%であったから、その打撃は婦人にはるかに厳しいものであったといえる。⁽²⁾ したがって政府の対策も、もっぱら失業対策に終始していたのである。

だが1914年の冬以来、次第にウール・レザー・ブーツ・メリアスなどの軍隊での必需品需要の増大に伴って、失業者は徐々に吸収されはじめていった。ウール産業の場合、同盟国における産業の中心地の多くが占領され

たために、軍服の注文がリーズに殺倒し、これに対処するには工場法の適用を一時停止しなければならないほどであった。だがこの時点での婦人労働者の増大は、あくまでも伝統的な婦人産業の分野においてであった。男性の職場に入り込むという事態はまだなかったのである。

(2) 1915年4月～1917年末-1918年初

婦人の増大、しかもかつては男性の職業とされていた分野への婦人の増大が生じてきたのが、この時期である。その契機となったのは、第一に軍需産業の拡大、そして第二に1916年1月からの徴兵制の導入であった。

平時においてイギリスには4つの政府軍需工場があり、緊急時のための予備の機械も装備されていたが、そこに雇われる労働者の数は少なく、予想される軍需品需要の半分もカバーできるものではなかった。⁽³⁾特に砲弾の不足ははなはだしく、政府は民間会社に援助金を与えることによって、生産の増強をはかることにした。その結果1915年春に、陸軍省のオーダーは2500もの企業に及ぶことになった。だがその契約も完全に履行される見通しはなく、4分の1ほどの達成がせいぜいのところであった。その原因は労働力の不足である。携帯兵器工場における労働者の16%、化学・爆発物工場のそれの23%が兵役に入っており、政府は戦時産業に携っていない熟練労働者を軍需産業へ回すことを要請するも、結果ははかばかしくなかった。1915年3月の生産センサスによれば、夜間シフトに使われている機械は全体の5分の1のみであり、その他の機械のほとんどは、8時間操業しているのみという状態であった。⁽⁴⁾

このような労働力不足に更に拍車をかけたのが、徴兵制であった。当初は、老令者をはじめとして既婚者、軍需産業の熟練労働者に対しては徴兵免除が行われていたが、戦線の拡大によってそれも次第に廃止され、徴兵の際には、国内の生産活動への配慮は、ほとんどなされないも同然であった。一方における兵士の需要と一方における労働者の需要、これを解決するために導入されたのが婦人によるダイリューションである。

1915年夏にはまず軍需産業において、ついで他産業におけるダイリュ-

ションが広く行われるようになっていった。各雇用分野における婦人の増大、および代替の程度は表3・4に示す通りであるが、これによれば、増

表3 婦人労働者の増加

単位：1,000人

雇用分野	1914.7 の推定 数	1914年7月以来の推定増加数						1914年7 月以来の 増加率 (%)
		1916.4	1916.7	1916.10	1917.1	1917.4	1917.7	
産業労働	2,184	275	361	393	423	453	518	23.7
政府事業	2	25	79	117	147	198	202	9,596.7
商業	496	166	240	268	274	307	324	65.4
専門職	67.5	13	14	15	18	21	20	30.2
銀行・金融	9.5	23	32	37	43	50	54	570.5
ホテル・劇場	176	12	20	16	10	13	22	12.5
農業	80	14	20	0.5	14	...	23	28.7
輸送	17	23	35	41	51	62	72	422.0
官庁	65	39	58	67	76	89	98	150.0
地方自治体	198	21	30	34	44	47	49	24.7
計	3,295	583	889	988.5	1,072	1,240	1,382	41.9

I. O. Andrews, *op. cit.*, Appendix D.

表4 男子に代替した婦人労働者の数

単位：1,000人

雇用分野	1916.4	1916.7	1916.10	1917.1	1917.4	1917.7	1914.7の 総雇用者 に占める 割合
産業労働	213	264	314	376	438	464	21.2
政府事業	13	79	117	139	187	191	9,120.0
商業	152	226	264	278	308	328	66.0
専門職	12	15	15	17	20	21	31.2
銀行・金融	21	31	37	42	48	53	555.6
ホテル・劇場	27	31	30	31	35	38	21.4
農業	37	35	20	23	32	43	53.4
輸送	24	35	41	52	64	74	437.8
官庁	30	41	64	73	83	99	152.3
地方自治体	18	26	31	40	41	43	21.7
計	547	783	933	1,071	1,256	1,354	41.1

I. O. Andrews, *op. cit.*, Appendix E.

加分の98%はダイリューションによるものである。なかでも軍需産業、とりわけ機械工業においてそれは顕著であった。たとえば政府工場である Woolwick Arsenal では、1914年には125人の婦人を雇っていたのにすぎないが、1917年には2500人となっている。⁽⁵⁾「戦争中軍需産業において婦人は700%増加し、全労働の80%を彼女達が行っている」⁽⁶⁾というまでになったのである。

このような婦人の男子雇用分野への進出に伴い、今度は伝統的な婦人産業における労働力不足が生じてきた。1916年10月に、繊維産業の40%、衣料産業の21%、紙・印刷業の19%の企業が労働力不足に悩むという状態にあり、また家事奉公人は約10万人の減少をみていた。⁽⁷⁾1917年ともなると、ロンドンの婦人服製造業では徒弟をみつけるのが困難となり、かつては最も労働条件の悪い産業として名高かったこの産業も、はじめて労働条件の改善へと乗り出さざるをえない状況に追い込まれたのである。

このようなダイリューションに対して、組合は当然反対の態度を示していた。したがってダイリューションの推移は、政府が組合を自己の統制下に従属させていく過程でもあったのである。基本的にはこの時期において、組合は階級闘争を放棄していたといつてよい。国が他国と戦っている時に、国内においても闘争があってはならないとして、まず8月に政治的停戦——下院に生じた空席は選挙によることなく以前その議席を占めていた政党によって埋めるといふ協定——が、次いで産業的停戦がなされたのである。まず1915年3月に次のような条項をもつ砲弾・信管協定 (Shells and Fuse Agreement) が調印された。

- (1) 工具とゲイジの製作に携わる人間は熟練労働者でなければならない。
これは機械の組立に携わる者についても同様である。
- (2) このような工程には、彼らが必要な資格をもち、かつ当該地域の標準賃率を支払われるということを条件とするならば、機械工業の他の分野から充当することもできる。
- (3) 他の熟練職種がみつからない限り、熟練労働者を不熟練労働者によっ

て代替してはならない。

- (4) 熟練労働者によって行われてはいるが、半熟練労働者や婦人でも可能な作業は、戦争中は彼らによって行わせるべきである。その際の賃金は標準賃金とすべきである。
- (5) 戦後は戦前の状態に戻さなければならない。
- (6) この提案は、半熟練労働者・婦人によるいかなる永続的な代替をもたらすものであってはならない。
- (7) 雇用主は、戦時協定を後に利用することがあってはならない。
- (8) 解雇を行うときは、半熟練労働者・婦人から行うべきである。⁽⁸⁾

この協定は、不熟練労働者の熟練職種への侵入に対して詳細な規制を設け、もって婦人の侵入を防ぐことを目的としながらも、(4)の規定にみられるように一部の婦人の雇用を認めることによって、その後の大量の婦人の進出に道を開く結果となったものである。続く3月には、その規定を全軍需産業へと拡げるために、大蔵省協定 (the Treasury Agreement) が政府、組合との間で調印された。ここでは、ストライキ権の放棄を主要内容として、ダイレクションの容認、職務賃金の確立などの規定が設定された。⁽⁹⁾ ダイレクションの当面の目標である機械工業においては、ASE が最初には調印を拒否したものの、後、いくつかの追加条項をもって調印した。ここにダイレクションの道が完全に開かれることになったのである。

さらに戦争の長期化に伴って、6月には軍需省が設置され、初代の軍需大臣にロイドジョージが就任した。そのもとで最初の軍需品法 (The Munitions of War Act) が6月23日に上程されたが、これによって3月の協定に、法的強制力が与えられることになった。更に1916年1月の改正によってその適用範囲が拡げられ、その結果、何らかの形で戦争に関連するすべての分野に、ダイレクションが及ぶことになったのである。

このほかに、政府は着々とダイレクションを押し進めていった。ダイレクションの過程とは、「政府提唱の、軍旗の下への国民運動に、労働組合もまた参加⁽¹⁰⁾」していく過程でもあったのである。その結果が、140万

人にも及ぶ婦人労働者の増加であった。

(3) 1917年末-1918年初～終戦

戦争中盤期における婦人労働者の急激な増大も、1917年の末には鈍りだしてくる。1914年7月から1917年4月までには124万人の婦人労働者の増大をみたのに対し、その後1918年4月までの増加は、30万人にとどまったのである。⁽¹¹⁾この原因をカーカルディーは次の5つに求めている。(1)労働力として適合的な婦人の供給が減少したこと。(2)帰還兵が産業に復帰してきたこと。(3)軍需省によって婦人の賃金が高額に定められたこと。(4)婦人に可能な職業が飽和状態になったこと。(5)婦人を雇うある種の産業が操業を停止した⁽¹²⁾こと、この5つである。

更に1918年3月のソ連の停戦は、軍需需要の減少という事態を招き、6月⁽¹³⁾までには5万人の婦人が解雇されるに至った。すでに終戦以前に、失業者がではじめていたのである。これは戦後に問題となる婦人の失業問題の先触れでもあった。

注(1) B. L. Hutchins, *op. cit.*, p. 240.

(2) I. O. Andrews, *op. cit.*, p. 23.

(3) この不足は財政的理由によるものであった。(L. Woodward, *Great Britain and the War of 1914—1918*, London, 1967, p. 462.)

(4) これについては *Ibid.*, pp. 462—4 を参照のこと。

(5) I. O. Andrews, *op. cit.*, p. 38.

(6) *Ibid.*, p. 38.

(7) *Ibid.*, p. 37.

(8) G. D. H. Cole, *Trade Unionism and Munitions*, Oxford, 1923, quoted in G. Braybon, *op. cit.*, p. 52.

(9) 前川嘉一『イギリス労働組合主義の発展』1965年、209頁。

(10) 同上書、210頁。

(11) G. Braybon, *op. cit.*, p. 47.

(12) A. W. Kirkaldy, *Industry and Finance*, London, 1921, vol. II section I.

(13) N. C. Seldon, *Women in British Trade Unions 1874—1976*, Dublin, 1978, p. 99.

Ⅳ ダイリュージョンの問題点

1918年4月までには、以上のようなダイリュージョン計画のもとで、150万人にも及ぶ婦人労働者が新たに雇用労働へと進出していった。だがそこには、幾つかの明らかにしなければならない問題が残っている。これらダイリュージョンに加わった婦人は、どこから供給されたのであろうか。また具体的にはどの程度の代替がなされたのか。それに対する組合、雇用主の態度はどのようなものであったのか。これらが次の課題となる。

(1) その供給源

既述のように、ダイリュージョンに加わった婦人は150万人余という大量の数にのぼったが、彼女達は一体どこから調達されたのであろうか。

すでにみたように、軍需産業における婦人の増加に伴って、一方ではいわゆる婦人産業、すなわち家事奉公や繊維産業において、労働力不足の声が聞かれるようになっていた。つまり、賃金の低い、労働条件の悪い婦人産業から、比較的条件のよい軍需産業への移動があったと、まずみるべきであろう。『レイバー・ガジェット』は444,000人の婦人労働者の調査から、その70%は戦時中に職業を移動していると結論している。23%はある種の工場労働から別の工場労働への移動であり、16%は家事奉公人から、7%は非工場労働からの移動である。新卒者や結婚後退職していた者をも含めて新たに労働者となった者は22%のみである。⁽¹⁾

表5は1916年9月までの8ヶ月間にわたって、6つの職業紹介所を通して化学工業と金属工業へと入職していった婦人労働者の前歴である。ここからも、約8割は職業間の移動によってもたらされたことが明らかである。この中には、かつては統計からはもれていた家内工業労働者や臨時雇用労働者が、正規の労働者として出現してきた場合も含まれるであろう。したがって、ダイリュージョンを担った主力の労働者は、これら職業移動によってもたらされたのであって、純粹の新規の労働によるものではないということが、まずいえる。

表 5. ダイリューションの供給源

前 歴	化学工業 %	金属工業 %
前職 ナン	22.5	21.5
家事 奉公	20.5	62.6
衣 料	12.8	5.2
金 属	12.3	28.1
化 学	7.8	8.1
織 維	5.1	4.9
事務・公務員	3.4	5.0
店員・ウェイトレス	2.8	1.9
紙・印刷	2.1	1.8
皮 革	1.9	0.9
食品・タバコ	1.8	1.0
陶 器	1.5	—
専 門 職	1.5	2.1
ゴ ム	1.2	4.1
木 材	0.9	0.7
農 業	0.5	0.1
そ の 他	1.4	2.0
総 人 数	11,415	4,667

W. A. Kirkaldy, *op. cit.*, p. 65.

純粹の新規労働者は残りの20%余りであった。しかしながら、当時は未婚婦人の雇用はすでに飽和状態にあった。とすると、これら新規労働者の主力をなしたのは、既婚婦人より他はない。表6は、グラスゴーにある3つの砲弾工場で機械を操業している370人についての調査をまとめたものである。ここでも、約8割が職業間の移動によるものであることがわかるが、更に婚姻状況が明らかにされている点が興味深い。それによると、職業を移動した者については圧倒的に未婚者が多いのに対し、以前は職業にはついていなかったものにあつては、既婚婦人が過半数を占めているのである。この時期、働く婦人の40%を既婚婦人が占めていたといわれる。リーズの4つの主要機械工場において、1911年には15%のみが既婚婦人であったのに対し、それは44%にまで上昇していた。⁽²⁾既婚婦人の大幅な増大と

表 6 ダイリューションの供給源およびその婚姻状況

前 歴	婚姻状況	数	全雇用者に占める割合
前職 ナン	未婚	39	21.6
	既婚	41	
家事 奉公	未婚	52	15.9
	既婚	7	
衣料・繊維	未婚	50	14.3
	既婚	3	
店員・ウェイトレス	未婚	41	12.7
	既婚	6	
金 属	未婚	26	8.1
	既婚	4	
他の工場労働者	未婚	13	4.5
	既婚	4	
軍需労働	未婚	11	4.1
	既婚	4	
洗 濯	未婚	9	2.4
農業・漁業	未婚	9	2.1
チョコレート	未婚	5	1.8
	既婚	2	
紙・印刷・製本	未婚	6	1.8
	既婚	1	
事務・専門職	未婚	6	1.6
包 装	未婚	6	1.6
交 通	未婚	2	0.8
	既婚	1	
造 船	未婚	3	0.8
石油検査	未婚	3	0.8
びん詰め	未婚	3	0.8
そ の 他	未婚	13	3.7
	既婚	1	

W. A. Kirkaldy, *op. cit.*, p. 67.

いう事実を指摘することができるのである。

これら既婚婦人を、雇用労働へと駆り出した理由は何であろうか。自治体においては、兵役に入った妻達を優先的に雇うといった優遇措置をとっていたこともあるが、何といたっても最大の理由は、戦争による物価高であった。表7にみる通り、戦争の勃発以来食料品価格は月ごとに上昇し、⁽³⁾1917年半ばには戦前の2倍、終戦時には2.2倍にもなっていたのである。

表7 食料品小売価格指数の推移

	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920
1月	—	118	145	187	206	230	236
2月	—	122	147	189	208	230	235
3月	—	124	148	192	207	220	233
4月	—	124	149	194	206	213	235
5月	—	126	155	198	207	207	246
6月	—	132	159	202	208	204	255
7月	100	132½	161	204	210	209	258
8月	—	134	160	202	218	217	262
9月	110	135	165	206	216	216	267
10月	112	140	168	197	229	222	270
11月	113	141	178	206	233	231	291
12月	116	144	184	205	229	234	282

C. S. Peel *How We Lived Then*, London, 1927, p.203.

一方賃金とはいえば、軍需法によって統制企業においては、軍需大臣の同意があってはじめて賃金を変更することができる定められていた。これは、労働力不足に伴う賃金の上昇を防ぐことを目的とするものである。また同法において定められていた離職証明書制度 *leaving certificate* では、軍需産業に関連する労働者は、前雇用主が発行する離職証明書がなければ、6週間は次の職業につくことはできないと定めていた。⁽⁴⁾ これも、労働力不足を利用して労働者が高賃金を求めて転職するのを防ごうとするものであり、これらの方策によって、労働者の賃金は低いままに据え置かれていた。戦争も後半ともなると、戦時ボーナスが支払われるようになるが、それも物価上昇をカバーできるものでは到底なかった。このような一方における物価上昇と一方における労働力の不足、これが多くの既婚婦人を労働者として引き出したのである。逆にいえば、かかる物価の高騰も、家族における雇用労働者の増加によってカバーされ、労働者の家庭においてはそれ程の生活の困窮はおこらなかつたのである。⁽⁵⁾

以上のことは、新たに雇用労働に加わった多くが、かつては働いたことのない中流階級の女性では決してないことを示している。軍需工場の9%

程度が教育を受けた婦人であるといわれているが、⁽⁶⁾中流階級の婦人の割合は、多くてもそれ位のものであろう。愛国心から中流階級の婦人が続々と工場へと向い、労働者階級の娘と心をつなげて機械と取組み、そこには階級はもはや全くないというロマンチックなイメージが作り上げられたが、これはあくまでも幻想でしかない。事務職員、従軍看護婦、果実の収穫のような一時的農業労働といった職業には、中流階級の婦人の進出もみ⁽⁷⁾られたが、その数も決して多くはなかった。階級差は敵として存在していたのである。

とすると、この時期に増加した婦人労働者の多くは、純粋な新規労働者ではないということになる。結婚を機に就業の道を閉ざされて引退していった者、不規則労働者や家内工業労働者、労働条件の悪い婦人産業、これらからの転身によって、軍需労働者の需要の多くはまかなわれたのである。このことは、戦後のこれら婦人労働者に対する処理を、ある程度は簡単なものにする一因ともなった。新規労働者の多くが既婚婦人ともなれば、“女性は家庭に”というスローガンが力強い効果をもつからである。事実、戦後1921年センサスにおいて、既婚婦人中の就業者の割合はむしろ減少していたことは、すでに指摘した通りである。

(2) ダイリュージョンの形態

一口にダイリュージョンといってもその形態には様々あるが、一般には次の4つに分類することができる。(1)完全な代替。1人の女性が完全に1人の男性のすべての仕事を行う場合である。(2)間接的な代替。まず女性が不熟練又は半熟練の職種に代替し、その代替された労働者がより困難な仕事を遂行する。(3)集団的代替。幾人かの女性が、より少数の男性に代替する場合である。(4)技術的革新を伴う代替。分業や機械の導入を伴った上での代替である。⁽⁸⁾

アンドリュースによれば、(1)の完全なる代替はそれ程多くはない。郵便配達や電車の車掌・運転手のように人目につきやすい職種においておこったために、しばしば過大に見積もられる傾向にある。戦争の前半3年ほど

においては、これが行われた場合でも多くは不熟練職種においてであって、熟練労働に対する完全な代替は、戦争の末期においてわずかにみられるのみである。(2)の間接的な代替は、特に金属工業において顕著であった。不熟練職種の男性が熟練職種へと昇格し、そのあとを女性が占めたのである。(3)の集団的代替は、特に販売職種においてとられた方策であるが、これは一時的措置である場合が多かった。2、3ヶ月の間これによって経験をつみ、その上で完全なダイリジョンが行われる。一番多かったのが、(4)の技術革新を伴った代替である。軍需工業の場合がそうであり、ここでは婦人の導入には、必ず何らかの工程の変革が伴っていた。⁽⁹⁾その結果、機械工業ではこの時期に産業革命がおこったとさえいわれたのである。⁽¹⁰⁾だがこれは、同時に問題の多い方法でもあった。というのは、後にみるように、ダイリジョンに対する組合の反対の最大の理由は、それが賃金の切り下げと戦後の男子労働者の放逐をもたらす恐れがあるということであり、それに対する安全装置を男女同一賃金と、代替された男子の戦後における優先的雇用の中に求めている。ところがそのどちらにしても、(4)のようなダイリジョンの場合には、不明確なものとならざるをえないのである。機械化によって簡単になった職種に対しては、資本家は当然より低い賃金しか払わないし、戦後そのような単純労働に、代替された熟練労働者を雇うことも問題である。その意味で、このようなダイリジョンに対しては、組合の対策は、安全装置とはなりえなかったといえるのである。

以上のように、完全なダイリジョンというのは、ごく一部でしかなかった。ということは、たとえ組合の主張した男女同一賃金が守られたとしても、その適用範囲はわずかでしかないということであり、多くの場合、婦人は従来通りの低賃金労働者にとどまっていたということの意味するものである。

また、完全なダイリジョンが少なかったということは、同時にこのダイリジョンの成果の評価をも困難なものとしている。確かに戦争中、婦人の雇用によって生産性が急上昇したところが多かった。たとえば

グラスゴーの機械工場において、銅環の切断をかつては熟練労働者が1日に平均75行っていたの対し、その娘が代替した結果、1日に137が可能となった。⁽¹¹⁾この場合は、組合の生産制限が停止されたためだと考えられるのであるが、その他にも機械や分業の導入が、その生産性の向上に大いにあずかっていた。カーカルディーによれば、一般的には、重労働、熟練労働、長時間労働の場合には、ダイリューションによってその生産性は下がり、労働組合規制の行われていたところ、反復作業、器用さの要求されるところでは、それは上昇した。⁽¹²⁾ダイリューションによっても単純労働、手先の器用さといった婦人労働者の特性を打ち破るまでにはいかなかったのである。このようにしてみると、第一次大戦中のダイリューションというのは、決して熟練労働を婦人が完全に肩代りしたというものではなかった。婦人労働者の増加の数字が示す程には、劇的なものではなかったのである。

(3) 組合・雇用主の対応

組合は当然のこととして、ダイリューションに対しては基本的には反対であった。既述のようにダイリューションに伴う賃金引下げと、戦後の婦人による男子の駆逐を恐れたからである。したがってダイリューションに組合が同意する際には、男女同一賃金の遵守と、戦後にはすべてを戦前の状態の状態に戻すことを条件としていたのである。

だが賃金については問題は多かった。そもそも戦前において、男女が同一の仕事を行うという場合は非常に少なく、わずかに織布工程がその例としてあげられるぐらいである。そこでは同一賃金が支払われていたが、それは女子にとっては高賃金であっても、男子にとっては低賃金として分類されなければならない額であった。したがって基本的には、男子労働者は男女同一賃金という原則を、戦前には認めていなかったといえる。まず女性はその能力をもっていないということ、そして女性は一般的に扶養家族をもっていないので必要も少ないというのがその理由であった。

だがダイリューションによって事情は変わってくる。自身の賃金引下げに対する安全装置として、この原則を主張せざるをえなくなったのである。

もともと婦人の組合運動家達は、強く男女同一賃金を主張していた。この両者の圧力によって、政府も対応をせまられ、1915年10月軍需省は L₂ とよばれる回状をまわした。これには、男性と同じ熟練職種を行っている婦人には、男性と同じ賃金を支払うべきこと、熟練職種以外の男性の職業に携っている場合には週 £ 1 の保障時間給と、男子と同じ出来高賃金を支払うべきことが規定されていた⁽¹³⁾。これは当初は勧告にすぎず、しかも適用は統制企業においてのみであって、民間の軍需工場はその対象外であった。加えて既述の通り、熟練職種の完全なダイリューションが行われるのはごく少数でしかなかった。多くの場合婦人は、熟練職種のごく一部しか行っていないとして、男性と同じ賃率が支払われることはまずなかったのである。また女性は時間給で支払われることが多く、その際 L₂ に定められていた週 £ 1 は、最低賃金というよりはむしろ標準賃金として意識されていた。その結果、男性が平均50から55 s. を得ている時に、週 £ 1 を得ている女性⁽¹⁴⁾はほんのおずかでしかないという状態であったのである。

だがこの L₂ に法的強制力が加えられ、かつ政府の数次にわたるオーダー⁽¹⁵⁾が出されるに及んで、機械工業における婦人の賃金は徐々に上昇していった。1916年から17年にかけては、婦人の組合運動家達も、その賃金の高さを認めるに至っている⁽¹⁶⁾。しかしその結果は、政府統制下の軍需産業と労働組合の強い産業においては、婦人の賃金が上昇したにもかかわらず、その他の産業、つまり伝統的な婦人産業においては、何らの改善も行われずという二重構造の出現であった。かつては男子と女子との間にあった格差が、今度は婦人労働者の内部でも作られるという結果を生んだのである。したがってこのことは、婦人労働者全体の賃金の向上をもたらすものではなかった。男子労働者と競合する分野においてのみの向上だったのである。

このように男子労働組合は、婦人の増大という事態に対して、自身への安全装置を設けることによって対処し、組合へ女性も迎えるという方法はとらなかった。ダイリューションの最も顕著だった機械工業の場合、ASE は1912年以来男子不熟練労働者を組合員として認めていたものの、女性に

つについてはあくまでも拒否していた。1915年に女性を認めよとの動議が出されたが、それも否決されたのである。⁽¹⁷⁾ 一般に古い伝統のある組合では、その婦人に対する態度は厳しく、新しくよりラディカルな組合では婦人を受入れる傾向があった。だが多くの場合、婦人は婦人だけの組合 NFWW (National Federation of Women Workers) やあるいは WU (Workers' Union) NUGW (National Union of General Workers) などの一般組合に組織されるにとどまっていた。これらの組合の、婦人の組織化への努力は大きく、1918年には WU に80,000人、NFWW に76,000人、NUGW に60,000人が組織されていたが、なお軍需産業婦人労働者のうち、3分の⁽¹⁸⁾ 2は未組織のままであった。

このように、男子組合が婦人のダイレクションを認めたのは、あくまでも戦時非常事態における譲歩としてであった。婦人を積極的に受け入れていこうという態度は全くない。

一方雇用主の側でも、婦人の雇用に対する躊躇は大きかった。ジャーナリズムが連日、すでにダイレクションを行っている工場の写真や、その⁽¹⁹⁾ 成果を掲載して婦人の雇用をあおったのも、裏返してみれば、雇用主の躊躇の大きさを示すものである。「産業における婦人についての復興省委員会」において、雇用主は婦人労働者に対する不満を次々に述べている。曰く、その能力は男性の3分の1程度しかない(軍需工業)、時間の厳守において男性に劣る(化学工業)、イニシアティブに欠ける(化学工業)、監督能力がない、生産量が劣る(窯業)等々である。⁽²⁰⁾ これがすべて低賃金の理由となった。雇用主にとって婦人労働者とは、まず低賃金労働者であり、そしてかつては組合の反対によってはばまれていた機械化・分業化に伴う反復作業の労働者としての意味をもつものでしかなかった。それ以上に婦人を積極的に訓練して育てよとの意図は、彼らにはない。政府が、1917年3月以後は、2¼から4½インチの砲弾についての契約は、雇用者の80%以上が婦人であるところの工場となされなければならないと定めた⁽²¹⁾ も、かかる雇用主の消極的な態度を物語るものである。

組合にしる雇用主にしろ、婦人労働者に対するその態度には、何らの変革もなかったといわなければならないのである。

- 注(1) *Labour Gazette*, December 1917, quoted G. Braybon, *op. cit.*, p. 48.
- (2) W. A. Kirkaldy, *op. cit.*, vol. II, section 1.
- (3) このような値上がりは食料品に限らず、衣料、光熱費、組合費等々においても同様であったが、その詳細については、C. S. Peel, *op. cit.*, pp. 198—202を参照のこと。
- (4) この制度に対する労働者の不満は強く、1917年10月には、組合の圧力によって廃止された。
- (5) むしろ労働者階級においては、賃金労働者の数が多くなった分、生活は豊かになったともいわれている。(C. S. Peel, *op. cit.*, p. 76.)
- (6) I. O. Andrews, *op. cit.*, p. 70.
- (7) *Ibid.*, p. 70.
- (8) *Ibid.*, pp. 108—9; G. Braybon, *op. cit.*, p. 61.
- (9) I. O. Andrews, *op. cit.*, p. 109.
- (10) *Ibid.*, p. 3.
- (11) W. A. Kirkaldy, *op. cit.*, vol. I, p. 41.
- (12) *Ibid.*, vol. II, p. 13.
- (13) N. C. Soldon, *op. cit.*, p. 86; I. O. Andrews, *op. cit.*, p. 90; G. Braybon, *op. cit.*, p. 54.
- (14) N. C. Soldon, *op. cit.*, p. 87.
- (15) 1917年1月1日のオーダーでは、週48時間に対し£1の時間給、54時間までの超過勤務に対しては時間当り6d.,それ以上については男性と同じ賃金を払うべきこと、更に1月24日のオーダーでは、熟練労働の一部だけを行っているような場合には、3ヶ月の見習期間を経て男子と同じ賃金を払うべきことが決められた。(I. O. Andrews, *op. cit.*, pp. 95—6.)
- (16) *Ibid.*, p. 100.
- (17) N. C. Soldon, *op. cit.*, p. 84.
- (18) *Ibid.*, p. 85.
- (19) ダイリューションを遂行するために、多くの宣伝活動がなされたが、特に雑誌『エンジニア』は当初から、雇用主をダイリューションへと向わせることに積極であった。
- (20) *Majority Report on Women in Industry*, Ch. III, quoted in G. Braybon, *op. cit.*, p. 86.
- (21) I. O. Andrews, *op. cit.*, p. 54.

V 諸 結 果

戦争中婦人の活躍を称えていたジャーナリズムは、このような貢献によって婦人の地位が大きく変わるとの幻想を作り出した。「戦争がもたらした変化のうちで、最も大きいものは婦人の地位の変化である。婦人自身が変ったばかりでなく、男性の婦人に対する見解も変った⁽¹⁾」という楽観的見解が、そこここに示されていた。確かに参政権という報酬は与えられた。だが産業上の地位に対しては、どうであったろうか。

現実にははるかに厳しいものであった。すでに終戦前から始まっていた失業は、500万人に及ぶ帰還兵の出現を前に、ますます増大していった。ある調査によるならば、戦時中にはじめて婦人を雇った企業764のうち、戦後もそのまま婦人を雇う意思ありとした企業288、組合との同意があればその意思ありとしたもの97、残りの439は全くその意思なしであった⁽²⁾。その理由としては、深夜業の禁止など保護規定の扱いが煩瑣であること、重労働に適していないこと、余計な監督が必要となりコスト高なことなどがあげられている。しかしプレイボンによるならば、この288という数字でさえ表向きのもので、実際はもっと低かったはずであるという。戦前の状態に復帰しようとする雇用主の意思は明らかである。

一方ジャーナリズムの論調も一変する。ダイレクションを最も積極的に推唱してきた雑誌『エンジニア』でさえ、婦人の雇用は、男子の雇用が十分に満たされている場合においてのみ行うべきと述べるに至っている⁽⁴⁾。1919年を過ぎると新聞においても、帰還兵のために婦人を解雇すべきとの主張が、繰返し表われてくる。そして現実には、戦時における労働力増強の主力を成した既婚婦人の多くは、家庭へと戻っていったのである。1924年の工場監督官の次の報告が、それを端的に示している。「戦時産業において非常に顕著であったところの代替の逆転現象が完全に終わった。婦人は婦人の産業へと戻り、そして戦時中の経験が、婦人に非常に適合的であることを示した産業においても、今や婦人はほとんど残っていない。」⁽⁵⁾

それでも1911年と1921年のセンサスを比べてみれば、いくらかの違いはみられる。表8より、サービス・衣料といった伝統産業における減少と、銀行・専門職などの新興産業における増大を指摘することができる。だが既述のようにかかる傾向は、1911年以前からすでに進行していたものであった。何ら大戦の経験によって引きされたものではないのである。

では婦人労働者は、戦争中の産業労働によって、一体何を得たのであろうか。確かに職業労働におけるその能力を認められた場合もあった。かつては婦人にはとても無理であると考えられていた職業に進出して、それをこなしていった。「戦争が我々に教えてくれたものが1つある。すなわち産業労働における婦人の能力についてである。私の経験からいえば、男子を徒弟に出すのと全く同じように若い時から女性に訓練を与えるならば、機械工業において今行っているような単純な仕事や、機械の見張りとは異った多くの仕事を女性はこなすことができる。同じことは事務についてもあてはまる。私が取締りをしているロンドンシティ・ミッドランド銀行で、女性が事務の仕事をしているが全く成功している。これらの若い女性の幾人かがマネージャーになっていると聞いている。ここでも、重要な仕事をこなすのに必要なのは、訓練だけである⁽⁶⁾」と述べたのは大鉄鋼工場主エアデル・オブ・グレドー卿であるが、このような認識は決して少数の者にとどまるものではなかった。

だがこのような婦人の能力に対する認識は、婦人の雇用に対してどれ程の影響を与えるものであったろうか。そもそも、婦人の雇用を決定する要

表8 各産業における婦人労働者数
1,000人

産 業	1911年	1921年
家事奉公	1,864	1,507
工業・輸送	1,353	1,665
衣 料	703	503
店 舗	316	432
銀行・保険等	148	310
専門演劇等	371	454
公務員	76	194
計	4,831	5,065

A. L. Bowley, *Some Economic Consequences of the Great War*, London, 1930, p. 59

因は何であったのか。それは、婦人とは家庭責任を負う存在であり、雇用労働はかかる家庭責任に対して何ら障害となるようなものであってはならないという認識であった。家庭と職業という2つの世界のバランスの上に婦人の労働は成り立っていた。したがって、家庭における婦人の地位に変化がない限り、職業における婦人の地位にも変化はないのである。

家庭の要としての婦人という考えは、戦時中でも常に作用していた。労働力としての婦人と、民族の健康の担い手としての婦人との矛盾は、むしろ戦時中は一層切実な形をとって表われていたであろう。幾つかの委員会が、婦人の労働が家庭生活に及ぼす影響を繰り返し調査している。⁽⁷⁾だが戦時中においては、軍需品の生産者というより直接的短期的必要が優先されざるをえなかった。⁽⁸⁾ひとたびその必要がなくなれば、再び家庭責任が重要性をもって論じられるようになる。戦後の政府のとった態度が明らかにそうであった。

戦後に政府が直面した問題は、婦人の大量の失業であった。当初は一時的なものともみられていた失業は一向に減らず、それに対して政府がとった政策は、失業手当支給の条件を厳しくすることであった。まず、職業紹介所の提示した仕事を拒否したならば、手当は停止される。このことはまさに、婦人をはたしての伝統的婦人産業へと追いやることを意味していた。職業紹介所で示される職業の多くは、戦前からすでに不人気となり、かつ戦時中によりよい労働条件を求めて、労働者が大量に流出した家事奉公人や洗濯業などの仕事だったのである。1919年2月に行われた調査では、家事奉公について、40 s. の週給、月2回の半日休暇、服装は自由とした場合、⁽⁹⁾この仕事を受け入れると答えたものはたったの5%であった。住込みではなく、6時には仕事が終わり、1回の食事が提供され、1時間9 d. (日曜日は倍) とするならば応ずるといふ者が30%、残り65%はどんな条件でも拒否するといふ結果がでていた。⁽¹⁰⁾洗濯業についていえば、依然として時間当り1¼ d. から2 d. という極端に低賃金の職種であった。⁽¹¹⁾このような労働条件の劣悪な職業へ、婦人を再び押し込めようとするのが、この政策であ

(12)
る。

また失業手当は、通常働いていた人に支払われるべきものであるので、戦前働いていなかった者に対しては、現在当人がいかなる状況にあらうとも手当は支給すべきではない、との決定もなされた。つまり政府の要請に答えて家庭から軍需産業へと入っていた既婚婦人は、労働者とは認められなかったのである。更に1922年2月からは、既婚婦人については失業保険から自動的に排除されることになった。既婚婦人の本来の場は雇用労働にはないという考えが貫ぬかれたのである。このような厳しい制約のもとで、1921年に失業手当を受けている者は、婦人失業者のうちの4%にすぎなかった。⁽¹³⁾ 政府は、戦時体制を担った婦人を、労働者と認めることは拒否したのである。

かかる態度については、労働組合も何ら異なるところがなかった。婦人の本来の場は家庭であるという前提が繰返し確認され、既婚婦人の解雇、あるいは低賃金労働を攻撃しつつも、そこには当然限界があったのである。

つまり、“男性は外、女性は内”というイデオロギーには戦後何らの変化もなかったといえよう。この前提が変わらなれば、低賃金労働者という婦人労働者の地位もそのままである。このような状況の中で、婦人の職業労働上の能力が認められるようになればどうなるのか。男子労働者にとって婦人は、低賃金を武器とする競争相手としてだけでなく、更に能力をもった低賃金労働者として出現してくるのである。その脅威は一層大きくなり、それに対する組合の対応も、一層激しいものとならざるを得ない。婦人労働者の置かれた状況は、ますます厳しいものとなるのである。

再び1911年センサスと1921年のそれを比較してみよう。14才以上女性に占める就業者の割合は1911年に35.7%、1921年に33.7%。未婚婦人のみにしてみると1911年71.6%、21年73.4%で、これは上昇している。が、既婚婦人の場合は25才以下を除いて（この場合は12%から13%に上昇）すべての年齢層において下がっている。⁽¹⁴⁾ ここでも、1911年以前の傾向が、何らの変化もなく貫徹しているのである。

産業革命以来婦人労働者は景気循環に対するクッションとして、つまりその時々々の経済の必要に応じて吸収されたり、あるいは排除されたりすることによって景気に対する調整機能を果たしてきた。第一次大戦とは、まさにかかるといえるほどの巨大なクッションを必要とした時期だったのである。その意味で、この時期というのは婦人労働者に、何ら新しいものを求めた時ではなかったといえるのである。

- 注(1) M. Macarthur in M. Phillips (ed.) *Women and the Labour Party*, London, 1918, p.18, quoted in G. Braybon, *op. cit.*, p.157.
- (2) *The Times Engineering Supplement*, January 1920, quoted in G. Braybon, *op. cit.*, p.184.
- (3) *Ibid.*, p.184.
- (4) *Engineer*, 14 Nov. 1919, 'Women in Industry'.
- (5) *Ministry of Labour Gazette*, September 1924, 'Factories and Workshops: Chief Inspector's Annual Report', quoted in G. Braybon, *op. cit.*, p.216.
- (6) 'Two Important Lessons from England's Experience', *System*, June, 1917, p.567, quoted in I. O. Andraws, *op. cit.*, p.107.
- (7) Women's Employment Committee; War Cabinet Committee Report on Women in Industry; Health of Munitions Workers Committee などがある。
- (8) 1917年にはナショナル・キッチンを設けて女性を家事から解放する試みがなされた。これは成功はしなかったが、しかし'女性の本来の場は家庭にあり'という従来の考え方からみれば、革新的な方策である。(C. S. Peel, *op. cit.*, p.83.)
- (9) 当時家事奉公人は制服の着用を強制されており、これはまさに隷属のシンボルとみなされていた。
- (10) *Women Worker*, February 1919, 'We Want Work', quoted in G. Braybon, *op. cit.*, pp.182-3.
- (11) N. C. Seldon, *op. cit.*, p.93.
- (12) この戦争中に結局40万人が家事奉公から離れたという。(F. W. Tickner, *Women in English Economic History*, reprint, New York, 1980, p.213.)
- (13) G. Braybon, *op. cit.*, p.184.
- (14) A. L. Bowley, *op. cit.*, p.58.